

衆議院内閣委員会ニュース

平成 25. 5. 29 第 183 回国会第 15 号

5 月 29 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出第 69 号）

- ・ 森国務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）
- ・ 田中良生君外 6 名（自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）から提出された附帯決議案について、田中良生君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

高 木 美智代君（公明）

- ・ 本法案においてどのような行為が障害者に対する差別に該当するのか、また、本法案の「障害者」の定義に障害児が含まれるのか、伺いたい。
- ・ 障害者の家族等が障害者に代わって社会的障壁の除去を必要としている旨の「意思の表明」行うことも可能なのか、また、知的障害等により意思決定を行うことが困難な障害者に対する支援を一層充実させることについて、伺いたい。
- ・ 障害者に対する差別の解消に向けた森国務大臣の決意を伺いたい。

中 根 康 浩君（民主）

- ・ 本法案が「障害者の権利に関する条約」とどのような関係にあるのか、また、同条約の今後の批准に向けたスケジュールについて、伺いたい。
- ・ 本法案による障害者差別の解消に向けた取組を障害者基本法に基づく障害者基本計画に盛り込むべきではないか、また、その場合は障害者政策委員会による実施状況の監視対象となるのか、伺いたい。
- ・ 本法案の成立により、条例により先行的に実施している地方自治体の取組をかえって制約する恐れはないのか、伺いたい。

杉 田 水 脈君（維新）

- ・ 障害を理由とする差別を解消するための措置については、事業者による必要かつ合理的な配慮の提供は努力義務となっている。しかし、実際に障害者の方々からは、事業

者に対しても法的な実効性を添えて欲しいという意見が寄せられている。今後、本法の見直しの検討を行う際には、事業者に対する努力義務の規定をもう一步進める形に見直す必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

- ・ 本法案では、政府による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の策定や、国及び地方公共団体等による対応要領の策定等について規定されているが、実際にこれらを作成するときに、どのように障害者等の声を反映していくのか、伺いたい。
- ・ 我が国の障害者福祉の分野で働いている方々は、ボランティアが多いと聞く。障害者福祉の分野を充実させていくには、従事する方々の業務を職業として確立させていく必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

大 熊 利 昭君（みんな）

- ・ 本法案の施行期日が平成 28 年 4 月 1 日とされている理由について、周知等に時間がかかるためとの答弁があったが、周知等に当たって具体的な工程表を作成しているのかどうか、伺いたい。
- ・ 必要かつ合理的な配慮の提供に関する事業者の努力義務の規定について、「負担が過重でないとき」とはどのようなことをいうのか、また、事業者が合理的配慮を行うことに積極的に取り組める環境を整備するべきではないか、政府の見解を伺いたい。
- ・ 主務大臣が事業者における障害を理由とする差別の禁止に関して指導及び勧告を行う場合の障害者差別解消支援地域協議会における相談事例に関する秘密の取扱いについて政府の見解を伺いたい。

村 上 史 好君（生活）

- ・障害者基本法第4条は「差別の禁止」を定めているのに対して本法案では「差別の解消」としている。両者の関係について、伺いたい。また、本法案は「障害者の権利に関する条約」との関係で問題が生じることはないのか、伺いたい。
- ・これまで「障がい者制度改革推進本部」において「障害」の表記に関して検討がなされてきたが、安倍内閣においても「障害」の表記に関して検討がなされているのか、政府の見解を伺いたい。
- ・必要かつ合理的な配慮の提供に関して、例えば、学校について、私立学校は努力義務にとどまることになる。政府は主務大臣の勧告等によって対応すると答弁しているが、勧告によるならば義務化するべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

赤 嶺 政 賢 君 (共産)

- ・安倍政権発足後、障害者政策委員会は一度も開催されていないが、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見について、政府の見解を伺いたい。
- ・本法案では差別について定義されていないが、この法案で解消を推進する差別とは障害者の権利条約第2条で定義されている差別と同じなのか、また、障害者政策委員会差別禁止部会の意見書が禁止規定を設けるべきとしている差別の類型は本法案で解消を推進する差別に含まれるのかどうか、政府の見解を伺いたい。
- ・差別禁止部会の意見書では具体的に何が差別に当たるのか、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要であると記されており、共通の物差しの土台である差別の定義について明確に示すべきであると考えられるが、政府の見解を伺いたい。